特定保安林の所在場所　宮崎県日向市、西臼杵郡日之影町、児湯郡川南町、東臼杵郡諸塚村、東臼杵郡椎葉村、児湯郡西米良村（以上一市二町三村について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、宮崎県西都市、日向市、西臼杵郡五ヶ瀬町（以上二市一町について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係府県庁及び市役所又は町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

茨城労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、茨城県最低賃金（昭和55年茨城労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成22年９月16日

茨城労働局長　鬼丸　良一

第４号中「１時間678円」を「１時間690円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、埼玉県最低賃金（昭和55年埼玉労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成22年９月16日

埼玉労働局長　苧谷　秀信

第４号中「１時間735円」を「１時間750円」に改める。

徳島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、徳島県最低賃金（昭和55年徳島労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成22年９月16日

徳島労働局長　加藤　敏彦

第４号中「１時間633円」を「１時間645円」に改める。

香川労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、香川県最低賃金（昭和55年香川労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成22年９月16日

香川労働局長　中山　明広

第４号中「１時間652円」を「１時間664円」に改める。

統　計

機械受注統計調査報告（平成22年７月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

平成17年４月調査より、日本標準産業分類の改訂（平成14年10月施行）に準拠して、需要者の産業分類等を変更した。表章については、平成22年４月調査より、従来の移行期表彰分類から新表彰分類へと移行した。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

	平成21年7～9月	10～12月	22年1～3月	4～6月	22年4月	5月	6月	7月
受注総額	49,456	53,425	58,247	55,988	19,534	17,428	19,027	20,104
	(9.0)	(8.0)	(9.0)	(−3.9)	(−2.2)	(−10.8)	(9.2)	(5.7)
	〔−30.2〕	〔 −5.8〕	〔 17.4〕	〔 23.7〕	〔 29.4〕	〔 17.2〕	〔 24.2〕	〔 23.4〕
民需	24,937	25,095	25,854	24,955	8,907	7,625	8,423	9,070
	(−2.4)	(0.6)	(3.0)	(−3.5)	(0.6)	(−14.4)	(10.5)	(7.7)
	〔−23.2〕	〔−10.1〕	〔 0.2〕	〔 −2.0〕	〔 8.3〕	〔 −16.0〕	〔 2.6〕	〔 14.7〕
〃（船舶・電力を除く）	20,671	20,904	21,514	21,589	7,619	6,929	7,040	7,663
	(−0.7)	(1.1)	(2.9)	(0.3)	(4.0)	(−9.1)	(1.6)	(8.8)
	〔−27.3〕	〔−14.0〕	〔 −1.8〕	〔 3.3〕	〔 9.4〕	〔 4.3〕	〔 −2.2〕	〔 15.9〕
製造業	6,844	7,994	9,129	8,342	2,963	2,562	2,816	3,101
	(−6.6)	(16.8)	(14.2)	(−8.6)	(−5.5)	(−13.5)	(9.9)	(10.1)
	〔−46.1〕	〔−17.3〕	〔 29.2〕	〔 13.2〕	〔 27.0〕	〔 9.3〕	〔 6.9〕	〔 39.8〕
非製造業（船舶・電力を除く）	14,063	12,956	12,471	13,192	4,640	4,360	4,192	4,532
	(4.5)	(−7.9)	(−3.7)	(5.8)	(5.3)	(−6.0)	(−3.9)	(8.1)
	〔−11.8〕	〔−10.8〕	〔−15.0〕	〔 −2.4〕	〔 0.8〕	〔 1.5〕	〔 −7.7〕	〔 3.5〕
官公需	8,048	6,683	6,861	6,845	2,576	1,886	2,383	2,351
	(9.5)	(−17.0)	(2.7)	(−0.2)	(19.1)	(−26.8)	(26.3)	(−1.3)
	〔 20.5〕	〔 −0.8〕	〔 −1.9〕	〔 −4.8〕	〔 1.3〕	〔 −19.4〕	〔 −1.6〕	〔 −19.2〕
外需	15,502	19,635	22,275	22,806	7,405	7,608	7,792	7,995
	(33.5)	(26.7)	(13.4)	(2.4)	(−3.7)	(2.7)	(2.4)	(2.6)
	〔−46.8〕	〔 −0.9〕	〔 72.2〕	〔 94.2〕	〔 92.5〕	〔 129.5〕	〔 74.7〕	〔 50.2〕
代理店	2,004	2,183	2,356	2,408	885	727	796	781
	(10.3)	(9.0)	(7.9)	(2.2)	(11.9)	(−17.9)	(9.5)	(−1.8)
	〔−32.4〕	〔−13.0〕	〔 12.6〕	〔 32.4〕	〔 37.8〕	〔 31.3〕	〔 28.7〕	〔 21.0〕
（参考）	23,154	23,326	24,796	23,542	8,540	6,960	8,042	8,520
民需（携帯電話を除く）	(−0.8)	(0.7)	(6.3)	(−5.1)	(2.3)	(−18.5)	(15.6)	(5.9)
	〔−23.8〕	〔 −8.9〕	〔 2.9〕	〔 1.2〕	〔 10.9〕	〔 −15.4〕	〔 8.6〕	〔 −16.1〕
（参考）	18,831	19,327	20,246	20,224	7,256	6,293	6,675	7,103
民需（船舶・電力・携帯電話を除く）	(0.9)	(2.6)	(4.8)	(−0.1)	(6.5)	(−13.3)	(6.1)	(6.4)
	〔−28.3〕	〔−13.1〕	〔 1.3〕	〔 7.9〕	〔 12.7〕	〔 8.3〕	〔 3.9〕	〔 17.7〕

（備考）１．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。

２．四半期は合計額、（　）内は対前期（月）増減率、〔　〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。

民需の業種別機械受注の伸び

（単位：％）

	平成21年7～9月	10～12月	22年1～3月	4～6月	22年4月	5月	6月	7月
Ｉ製造業計	−6.6	16.8	14.2	−8.6	−5.5	−13.5	9.9	10.1
１食品製造業	−10.3	14.8	−18.7	5.2	3.6	−28.7	75.1	12.3
２繊維・衣服製造業	10.4	6.6	−0.2	15.9	9.2	−2.8	−0.7	22.3
３パルプ・紙・紙加工品	22.8	−5.4	27.8	4.5	23.6	−19.6	−8.4	−3.5